

2026年3月

## 「知って・選んで・食べる」権利を守るために 遺伝子組み換え原材料の有無がわかる食品表示制度への改正を求める意見書

たねと食とひと@フォーラム

代表 石津大輔

日本は穀物のほとんどを海外からの輸入に依存しており、輸入されるトウモロコシや大豆の90%以上が遺伝子組み換えと推定されています。これらは多くの加工食品、飼料、添加物の原材料として広く使用されています。

しかし、店頭に並ぶ食品には「遺伝子組み換え」の表示がほとんど見当たりません。これは、遺伝子組み換え原材料を使用しているにもかかわらず表示義務がない食品が多数存在するためです。

### ■ 2023年の制度改正による「選べない」状況

2023年4月の食品表示制度改正により、従来は「意図しない混入が5%未満」であれば「遺伝子組み換えでない」と表示できていたものが、改正後は“遺伝子組み換えが不検出の場合のみ”表示可能となりました。

私たちが2023年7月～2025年8月に実施した『市民による「遺伝子組み換えでない」表示市場調査』では、任意表示の「遺伝子組み換えでない」が大幅に減少し、代わりに「分別生産流通管理済み」などの専門的な表示が増加していました。

しかし、この表示だけでは何を分別しているのか、遺伝子組み換えでないのかどうか一般消費者には判断できません。

その結果、制度改正前には選んでいた食品が、制度改正後には選択のための判断基準が奪われた状態となっています。3年間の市場調査を通じ、遺伝子組み換え表示制度の抜本的な見直しが必要であると強く感じました。

### ■ 必要な改正の方向性

2001年に施行された現行制度は、遺伝子組み換え原材料が使用されていても「遺伝子組み換え」表示がほとんど存在しないという、制度としての欠陥を抱えています。

消費者の「知る権利」「選ぶ権利」を守るため、以下の点について制度改正を求めます。

### 提案

- すべての遺伝子組み換え食品・飼料等を義務表示の対象とすること
  - 加工食品、飼料、添加物、ゲノム編集食品を含め、すべてを義務表示とする。
  - 外食メニューや総菜売り場の店頭にも表示を義務化する。
- そのため、食品トレーサビリティ制度を確立し、表示を可能にすること
  - 原料管理と流通履歴を追跡できる仕組みを整備し、すべての遺伝子組み換え食品・飼料等を対象とした表示を実現する。
- 誰にでもわかる表示にすること
  - 遺伝子組み換えを使用している場合は「遺伝子組み換え」または「GMO」
  - 使用していない場合は「遺伝子組み換えでない」または「NON-GMO」と明確に表示する。
  - 分別生産流通管理により混入率が5%以内に抑えられているものは、「遺伝子組み換えでない」表示を可能とする。

以上